

平成31年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成31年3月12日（火）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

4番 中野 栄

5番 大井 栄一

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

4. 欠席委員

3番 大炊 三枝子

5. 出席事務局職員

局長 増田 浩四郎

次長 丸山 正晃

庶務係長 富塚 隆則

農地係長 鈴木 光一

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

議案第5号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について

議案第6号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について

議案第7号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について

- 議案第8号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について
- 議案第9号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について
- 議案第10号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について
- 議案第11号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について
- 議案第12号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 農地の使用貸借権の解約通知について
- 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出書について
- 報告第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

三須清一会長 ただ今から平成 31 年第 3 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 9 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10 番 須藤喜一郎委員

1 番 嶺岸勝志委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日までご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 12 号までの合計 12 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」で、1 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」で、6 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、申請件数は利用権の新規設定が 2 件、再設定が 1 件です。

議案第 4 号は「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」です。

議案第 5 号から第 12 号までは「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」です。推進委員について第 1 区域から第 4 区域まで二人ずつ、計 8 人の候補者について承認を求めるものです。

以上で議案についての説明は終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 31 年 3 月 12 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇〇〇地先の畑一筆、〇〇字〇〇〇〇〇地先の畑一筆、同地先の登記地目・田、現況地目・畑の一筆、合計面積は 1,592m²です。所在地はそれぞれが J R 成田線〇〇駅の南東約 600m 及び 700m に位置しています。位置図は議案資料の 4 ページと 5 ページをご覧ください。

売買による所有権移転の権利設定です。農業経営規模を拡大するため農地を購入するもので、譲受人は〇〇の農業者、譲渡人も〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 1 号について調査結果を報告いたします。譲渡人及び譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地のみで約 2.94 ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間 150 日、夫と子の妻が 50 日です。トラクター、農業施設などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 2 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 31 年 3 月 12 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1の説明をいたします。議案資料は9ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑二筆、合計面積は300.2m²です。JR成田線〇〇駅の南東約500mで、〇〇〇〇〇の西側に位置しています。位置図は議案資料の11ページをご覧ください。

譲受人は我孫子市土地開発公社で、市の用地取得を代行するものです。譲渡人は〇〇の方です。

計画書によると、昭和41年に決定された我孫子市の都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線外1線の整備に基づき、譲受人が所有権の移転を進めるものです。

計画地は平たんであり、用水等は必要ありません。隣接農地所有者には〇〇〇〇等整備事業の計画の話があり、我孫子市〇〇〇〇が本申請の事業を説明し、了解を得ております。また、埋蔵文化財発掘の届出も行っております。資金は全額自己資金により調達しており、金融機関の残高証明書により確認しております。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第2号整理番号1について調査結果を報告します。譲渡人譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は平面な土地となっており、既設の都市計画道路に接する農地となっています。市の都市計画道路用地として昭和41年に計画された事業で、我孫子市に代わって用地を先行取得するため所有権を移転し、農地転用を行うものです。

当該地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、面している道路には水道管、ガス管が埋設され、概ね500m以内に教育施設及び駅などの公共公益施設が存することから第3種農地と判断しました。

用水施設、汚水・雑排水施設等は設置しません。目的の実現の確実性については都市計画事業としての整備であり、資金は市の土地公社であり、自己資金もあることから問題はありません。

以上のことから、第2調査会では農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。
(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号整理番号2を審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案資料は19ページからになります。

それでは説明をいたします。

申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・公衆道路の一筆、同地先の畑一筆、合計面積は502m²です。JR成田線〇〇駅の北約1kmに位置しています。位置図は議案資料の22ページをご覧ください。

譲受人は〇〇の方で、譲渡人も〇〇の方です。

計画書によると、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が運営する〇〇〇〇〇〇〇「〇〇〇〇〇〇」と〇〇〇〇〇〇「〇〇〇〇〇〇」の敷地内の駐車場が手狭になり、施設側で新たな駐車場を周辺で求めていた際、既に譲受人と譲渡人との農地売買の話があり、施設に近接していることから協議の末に譲受人が農地を取得して駐車場に転用し、親族関係のある〇〇〇が借用するものです。

計画地は砂利敷きで、用水等は必要ありません。隣接農地所有者には事業を説明し、了解を得ており、埋蔵文化財発掘の届出も行っております。資金は全額自己資金で調達し、金融機関の残高証明書により確認しております。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第2号整理番号2について調査結果を報告します。譲渡人譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の施設と近接しており、駐車場用地として適しているため転用するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

計画では地面の大部分を砂利敷きとした駐車場用地として転用するものです。用水施設、汚水・雑排水施設等は設置しません。雨水は敷地内で自然浸透で処理し、道路に接する進入路のスロープには浸透トレンチを設置する予定です。

隣接農地には境界としてブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。日照や通風等での影響はなく、所有者の同意も得ています。

以上のことから、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号2の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号整理番号3について審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。議案資料は26ページからになります。

それでは説明をいたします。

申請地は〇〇〇字〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・雑種地の一筆、面積は856m²です。JR常磐線〇〇〇駅の北約1.4kmに位置しています。位置図は議案資料の28ページをご覧ください。譲受人は株式会社信興メディカルで、譲渡人は〇〇〇の方です。

計画書によると、譲受人の職員と系列の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場が不足していました。譲受人の所在地の近隣であり、駐車場用地として適地であったことから譲受人が農地を取得し、駐車場に転用するものです。

計画地は草刈りを行い、用水等は必要ありません。隣接農地所有者には事業を説明し、問題はありません。資金は全額自己資金で調達し、金融機関の残高証明書により確認しております。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第2号整理番号3について調査結果を報告します。譲渡人譲受

人の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は株式会社信興メディカルの北側に近接しており、駐車場用地として適しているため転用するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

計画では、草刈りを行い、盛土等はせずに整地を行います。用水施設、汚水・雑排水施設等は設置せず、雨水は敷地内で自然浸透で処理する予定です。

駐車場として利用するため日照や通風等での影響はなく、隣接農地の所有者の同意も得ています。

以上、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第2調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号3の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号3は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号整理番号4から6を審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。

整理番号4から6までは譲受人が同一で、一体的な事業でありますので一括で説明いたします。議案資料は33ページからとなります。

転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は1,433m²です。JR成田線〇〇駅の北西約1.2kmに位置しています。位置図は議案資料の37ページをご覧ください。

譲受人は太陽光発電・不動産事業を行っているPic合同会社で、譲渡人は3件です。農地を買収して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は土地代金〇〇〇万〇,〇〇〇円、施設建設費〇,〇〇〇万円です。全額金融機関の融資で賄うもので、金融機関の借用証書で確認をしています。

なお、東京電力への売電価格は1kw 当たり税別〇〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第2号整理番号4から6について調査結果を報告します。譲渡人譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の南側には大きな樹木や建物がなく、日中を通じて太陽光を得ることができます。隣接地3筆を合わせると太陽光発電事業用地として適しているため、太陽光発電事業を目的とする譲受人が農地転用を伴う所有権移転を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水は敷地内で自然浸透で処理し、用水は使用せず、排水もありません。発電所は周辺土地への日照、通風等による影響は少なく、周辺農地への土砂流出の対策として外周に防護柵用のネットフェンスと防草シートを設置します。

また、工事中は資材搬入及び施工時に事故等が起きないように工事現場の安全衛生に努めるとともに、施工後は事業用地としての状態を維持するよう管理に努め、障害等が発生した場合には速やかに対処するものです。

さらに、隣接農地所有者には事業概要や被害防除対策について説明を行い、理解を得ており、埋蔵文化財発掘の届出も行っています。

目的の実現の確実性については経済産業省の事業認定があり、隣接同意を受け、資金は金融機関の借用証書の確認があることから問題はないと思われま

す。以上、第2調査会では農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号4から6の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号整理番号4から6は同一事業であるため一括で採決します。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号4から6は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成31年3月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は42ページからとなります。

整理番号1、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は3,989m²です。借受者は〇〇市の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号2、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の登記地目・山林、現況地目・畑の一筆、同地先の畑4筆、合計面積は3,946m²です。借受者は帝人ソレイユ株式会社で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万〇,〇〇〇円で、期間は6年間です。

整理番号3、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は2,340m²です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第3号整理番号1及び3の借受者の経営面積は、市内では借受地のみで約20.23ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻が年間330日です。トラクター5台を始め、農業機械を保有しています。

整理番号2は新規事業のため経営面積はありません。就農計画によると、障がい者雇用拡大の目的を掲げる借受者が業務の一つである農業を平成31年4月から小松菜、ホウレンソウなどの葉物野菜を中心とした露地栽培のかたちで開始する予定です。農業従事日数

は社員二人が年間 230 日と 180 日、業務委託の指導農家の 3 人が 100 日と 35 日、さらに障がい者の皆さんが 3 人から 7 人で 230 日の予定です。全天候栽培ハウス 3 棟をはじめ、農業施設及びトラクターなどの農業機械は事業費として設備投資する計画です。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 3 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 7 ページをお開きください。

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」。下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可処分について取消願があったのでこの会の意見を求めます。

提出日平成 31 年 3 月 12 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は平成 30 年 9 月 21 日申請、同年 10 月総会議案第 2 号として審議し、許可相当となったものです。譲受人の事情により売買契約が解除されたことに伴い、許可処分の取消願があったものです。

事務局からは以上です。

(事務局より「暫時休憩をお願いします」の声あり)

三須清一会長 暫時休憩の声が上がったので休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開します。

これより議案第4号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。取り消しすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり取り消しすることにいたしました。

続いて、議案第5号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」を審議します。先に私を会長として選考のために役員会を開催しております。

それでは役員会の委員である宮久保調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案書の8ページをお開きください。

議案第5号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」。次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条第1項の規定により農業委員会の承認を求めます。提出日平成31年3月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

我孫子市農地利用最適化推進委員規程に基づいて平成31年2月12日に役員会が招集され、市内4区域に応募・推薦された11人の候補者の中から区域ごとに審査し、候補者の選任を行いました。4人が区域で併願しています。

審査では規程第8条2項1号「農地等の利用の最適化推進に熱意及び識見を有する者であること」同2号「職務を適切に行うことができる者であること」同3号「法8条第4項各号に該当しない者であること」に基づき、役員会の合議で候補者(案)を決定したものです。

基本審査では破産宣告や刑執行要件の該否、農業従事の実績、農地法等の違反行為や耕作放棄地の有無、認定農業者、その他特記事項などを基にしました。また、農業への取り組みや農業関係の活動なども話し合われました。以上を基に地域のバランスや最適化推進委員制度のねらい等も加味しました。

それでは提案いたします。

区域 第1区域

住所 我孫子市○○○○○○○○○○○○○○

氏名 相馬英里

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですのでこれより採決します。

議案第5号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第6号を審議します。宮久保調査会長から区域、候補者住所、氏名、生年月日を読み上げてください。

宮久保勝調査会長 議案書の9ページをお開きください。

議案第6号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」を提案いたします。

区域 第1区域

住所 我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 川口浩

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですのでこれより採決します。

議案第6号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第6号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第7号を審議します。

宮久保調査会長、お願いします。

宮久保勝調査会長 議案書の10ページをお開きください。

議案第7号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」を提案いたします。

区域 第2区域

住所 我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 渡邊一郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですのでこれより採決します。

議案第7号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第7号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第8号を審議します。

宮久保調査会長、お願いします。

宮久保勝調査会長 議案書の11ページをお開きください。

議案第8号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」を提案いたします。

区域 第2区域

住所 我孫子〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 香取典男

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですのでこれより採決します。

議案第8号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第8号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第9号を審議します。

宮久保調査会長、お願いします。

宮久保勝調査会長 議案書の12ページをお開きください。

議案第9号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」を提案いたします。

区域 第3区域

住所 我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 加賀文史

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですのでこれより採決します。

議案第 9 号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 9 号は提案どおり決定することといたしました。

続いて、議案第 10 号を審議します。

宮久保調査会長、お願いします。

宮久保勝調査会長 議案書の 13 ページをお開きください。

議案第 10 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」を提案いたします。

区域 第 3 区域

住所 我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 増田誠治

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですのでこれより採決します。

議案第 10 号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 10 号は提案どおり決定することといたしました。

続いて、議案第 11 号を審議します。

宮久保調査会長、お願いします。

宮久保勝調査会長 議案書の 14 ページをお開きください。

議案第 11 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」を提案いたします。

区域 第 4 区域

住所 我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 長島操

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですのでこれより採決します。

議案第 11 号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 11 号は提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第 12 号を審議します。

宮久保調査会長、お願いします。

宮久保勝調査会長 議案書の 15 ページをお開きください。

議案第 12 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」を提案いたします。

区域 第 4 区域

住所 我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 齊藤剛廣

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですのでこれより採決します。

議案第 12 号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 12 号は提案どおり決定することにいたしました。

以上で審議案件についてはすべて終了しました。

宮久保調査会長には自席に戻っていただきます。ご苦労さまでした。

(宮久保勝調査会長が自席に戻ったことを確認)

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。議案書は 16 ページからとなります。報告は第 1 号から第 6 号までの 6 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1 件受理しました。転用目的・事由は住宅です。

次に、議案書 17 ページになります。

報告第 2 号は「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1 件受理しました。転用目的・事由は住宅です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、議案書 18 ページになります。

報告第 3 号は「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」で、3 件受理しました。農業経営基盤強化促進法による賃借権設定の解除の通知と合意解約の通知があったので報告いたします。

次に、議案書 20 ページになります。

報告第 4 号は「農地の使用貸借権の解除通知について」で、1 件受理しました。使用貸借権の合意解約の通知があったので報告いたします。

次に、議案書 21 ページになります。

報告第 5 号は「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」で、1 件受理したことを報告いたします。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。

次に、議案書 22 ページになります。

報告第 6 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」で、2 件受理しました。整理番号 1 は昨年 11 月総会で、整理番号 2 は 12 月総会で農地の公売の参加に係る買受適格証明書の交付決定を受けたもので、過日、東京国税局の落札者となり、申請内容に変更がないことから許可したことを報告いたします。

事務局からの報告は以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から第 6 号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、我孫子市農業委員会平成 31 年第 3 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人